

議案第 57 号

杉並区暴力団排除条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 5 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区暴力団排除条例の一部を改正する条例

杉並区暴力団排除条例（平成 24 年杉並区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 9 条第 1 号から第 14 号まで」を「第 9 条第 1 号から第 20 号まで及び第 25 号」に改める。

第 7 条中「第 9 条第 15 号から第 20 号までに掲げる行為」を「第 9 条第 21 号から第 27 号までに掲げる行為（同条第 25 号に掲げる行為を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 53 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区暴力団排除条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民等への不当要求等に対する措置)</p> <p>第6条 区は、区民等に対し、不当要求(暴力団関係者により行われる法第9条第1号から第20号まで及び第25号に掲げる行為その他の不当な要求をいう。)があったことを知ったとき、又は暴力団関係者が危害を加えるおそれがあると認めるときは、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(区民等への不当要求等に対する措置)</p> <p>第6条 区は、区民等に対し、不当要求(暴力団関係者により行われる法第9条第1号から第14号まで____に掲げる行為その他の不当な要求をいう。)があったことを知ったとき、又は暴力団関係者が危害を加えるおそれがあると認めるときは、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等)</p> <p>第7条 区は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為(同条第25号に掲げる行為を除く。)その他の行政対象暴力(暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。)を防止し、公務の適正かつ円滑な執行及び区の職員の安全を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等)</p> <p>第7条 区は、法第9条第15号から第20号までに掲げる行為_____その他の行政対象暴力(暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。)を防止し、公務の適正かつ円滑な執行及び区の職員の安全を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>